

東村山リトルシニア野球協会会則

令和8年1月改正

一般財団法人日本リトルシニア野球協会
関東連盟西東京支部

東村山リトルシニア野球協会

目 次

第一章 総 則

- 第1条 名称及び事務所
- 第2条 目 的
- 第3条 会 員
- 第4条 後援会
- 第5条 O B会
- 第6条 組 織

第二章 事 業

- 第7条 事 業

第三章 運 営

- 第8条 運 営
- 第9条 任 務
- 第10条 役員、指導部員、審判部員及び事務局員の選出及び任命
- 第11条 任期及び解任
- 第12条 会 議
- 第13条 総 会
- 第14条 理事会
- 第15条 役員会
- 第16条 議 決
- 第17条 コンプライアンス

第四章 会 計

- 第18条 財 務
- 第19条 会 費
- 第20条 年 度
- 第21条 監 査

第五章 改 正

- 第22条 改 正

附 則

第一章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、東村山リトルシニア野球協会（以下「東村山シニア」という。）と称し、事務所を事務局長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会に所属し、東村山市及び隣接市の中学生に、野球を通じて強健な体力と健全な精神力を養成し、明朗にして思いやりのある有能な青少年を育成することを目的とする。

(会員)

第3条 一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会規約に定められた要件を備えた中学生は、誰でも入会手続きをし、東村山シニアに入会できる。

- 1 本会は、選手とその父母を会員とし、後援会員をもって賛助会員とする。
- 2 本会は、会員・賛助会員及び役員等に、著しく本会の名誉を傷つける行為があった場合は、理事会の決議により除名することができる。

(後援会)

第4条 本会に特に深い関心を有し、後援に賛同できる者をもって後援会員とする。後援会の代表は、役員会に出席することができる。

(O B会)

第5条 本会の卒団生及び卒団生の父母をもって構成し、卒団と同時に会員となる。本会の名称を「東村山リトルシニア野球協会O B父母会」とする。

(組織)

第6条 本会は、次の組織を置き、以下の構成とする。

- 1 理事会
NPO 法人東村山リトルシニア野球協会理事長、東村山シニア会長、副会長及び事務局長で構成する。理事会は東村山シニアの運営に係る最終決定機関とする。
- 2 役員会
会長、副会長、事務局長、総監督、審判部長、顧問、父母会長、後援会で構成する。
- 3 指導部
総監督 1 名、監督 1 名、ヘッドコーチ 1 名、コーチ数名をもって構成する。
- 4 審判部
審判部長 1 名、審判員数名をもって構成する。
- 5 事務局
事務局員数名をもって構成する。
- 6 父母会
会員の父母をもって構成する。なお、父母会から父母会長 1 名を選出する。

- 7 必要により、名誉会長、顧問、相談役及び総監督等を置くことができる。
- 8 後援会より1名の役員を置く。
- 9 本会に監査1名を置く。

第二章 事 業

(事業)

- 第7条 本会は目的達成のため、次の事業を行う。
- 1 上部所属団体主催の各種事業に参加すること。
 - 2 他シニアチーム等との親善試合及び練習を行うこと。
 - 3 東村山シニア育成及び会員の健全育成のための行事等への参加及び計画すること。

第三章 運 営

(運営)

- 第8条 東村山シニアの運営等は、以下のとおりとする。
- 1 運営は、会則第6条第1項に定める理事会をもって行う。
 - 2 選手の指導は、指導部をもって行う。
 - 3 審判は、審判部で所属団体主催の公式戦及び練習試合を行う。
 - 4 総務（涉外、募集広報、行事）、庶務（会議、文書記録）、財務（年度会計、行事会計、リーグ車輌等）及び業務（グランド維持等）に係る事項については、事務局で行う。

(任務)

- 第9条 各役員の任務は、次のとおりとする。
- 1 会長は、本会を代表し会務を執行する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 事務局長は、東村山シニアの運営に係る実務一般を統括し、関東連盟等の上部組織の窓口となる。
 - 4 事務局は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 5 総監督は、指導部を代表し選手を指導育成する。
 - 6 審判部長は、関東連盟等の上部組織の窓口となる。
 - 6 顧問は、会長の諮問に応じ東村山シニアの発展に寄与する。
 - 7 父母会長は、父母会を統括するとともに、円滑な東村山シニアの運営に資する。

(役員、指導部員、審判部員及び事務局員の選出及び任命)

- 第10条 役員の選出及び任命は、理事会の決議により、指導部員、審判部員及び事務局員の選出及び任命は、役員会の決議による。

(任期及び解任)

第11条 理事、役員の任期は、次のとおりとする。

- 1 理事、役員の任期は、2年とし再任を妨げない。
- 2 理事、役員は、任期満了の場合でも後任者が就任するまで、その職務を代行する。
- 3 理事、役員が本会の名誉を毀損し、また本会の目的に著しく反するような行動があつた場合は、理事会の議決により、これを除名することができる。

(会議)

第12条 会議は、次のとおり開催するものとする。

- 1 会議は、総会、理事会、役員会とする。
- 2 総会は、役員、会員（選手を除く）をもって構成し、毎年1月に開催し、会長又は事務局長が召集する。なお、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 3 理事会は、必要に応じて開催し、東村山シニアの会長又は事務局長が召集する。
- 4 役員会は、必要に応じて開催し、会長又は事務局長が召集する。
- 5 総会、理事会及び役員会の庶務は、事務局で処理する。

(総会)

第13条 次の事項は総会の決議を経なければならない。

- 1 予算・決算の決定及び承認
- 2 翌年度事業計画の承認
- 3 会則の改廃
- 4 その他の重要事項

(理事会)

第14条 理事会は次の事項を審議する。

- 1 東村山アシニアの運営に関する事項
- 2 役員の選出及び任命
- 3 会員・賛助会員及び役員等の除名
- 4 その他重要事項

(役員会)

第15条 役員会は次の事項を審議する。

- 1 東村山シニアの活動に関する事項
- 2 指導部員、審判部員及び事務局員の選出及び任命
- 3 その他的重要事項活動

(議決)

第16条 議決は、次のとおりとする。

- 1 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。
- 2 総会の定数は、会員の過半数とし委任状による出席を認める。

(コンプライアンス)

第17条 一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会が定める「コンプライアンス指針」(2024年3月26日)を遵守する。

- 1 会員・賛助会員及び役員等にコンプライアンス違反が認められたときは、第3条第3項の規定に基づき除名する。
- 2 東村山シニアのコンプライアンス担当者及びハラスマント相談窓口は、NPO法人東村山リトルシニア野球協会理事長がその役割を担う。

第四章 会 計

(財務)

第18条 本会の財務は、会費、寄付金及びその他により運営する。

(会費等)

第19条 会費等は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| 1 入会金 | 13,000円 |
| 2 会費 | 10,000円／月 |
| ただし、3年生の会則第19条第2項に定める会費の徴収は12月までとする。 | |
| 3 車両維持費 | 15,000円／年 |
| 4 グランド維持費 | 15,000円／年 |

(年度)

第20条 会計年度は、1月1日に始まり12月31日までとする。

(監査)

第21条 監査は、会計及び財産の監査を行い総会でこれを報告する。

第五章 改 正

(改正)

第22条 本会則の改正は、総会の出席者の3分の2以上の賛成をもって行うことができる。

附則

- 1 本会則は、昭和61年12月1日より施行する。
- 2 本会則は、昭和62年10月1日 一部改正
- 3 本会則は、平成3年12月22日 一部改正
- 4 本会則は、平成14年9月1日 一部改正
- 5 本会則は、平成25年1月19日 一部改正 (法人化に伴う名称修正)
- 6 本会則は、令和5年1月29日 一部改正 (車両維持費の値上げ改正)
- 7 本会則は、令和7年2月1日 一部改正 (会則全般見直し、コンプライアンス追記)
- 8 本会則は、令和8年1月24日 一部改正 (第19条5項の追加等)